

社会福祉法人大和郡山育成福祉会 常勤役員等報酬規程



(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和郡山育成福祉会（以下「法人」という。）の常勤理事および常勤評議員（以下「常勤役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(法人の常勤役員等の範囲)

第2条 法人の常勤役員等の範囲については、理事会で決定する。

(報酬の意味)

第3条 この規程において、「報酬」とは、常勤役員等としての職務執行による対価として支払う金銭を言う。

(報 酬)

第3条 法人の常勤役員等に対して報酬を支給する。ただし、常勤役員等が職員である場合は、これを支給しない。また、勤務実態がなく役員等の地位にあることのみをもっては、支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額50,000円とする。

(支 給 日)

第3条 常勤役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に当月分を支払う。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

役員交通費等規程

第1条 この規程は、社会福祉法人大和郡山育成福祉会の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（以下、役員）の交通費等の支給について定めたものである。

（交通費）

第2条 役員が、理事会・評議員会・評議員選任解任委員会（以下、役員会）への出席、法人業務に携わった時の交通費は、次のとおり支払う。

（1）役員については、下表の通り住所地に応じた金額を、その都度現金にて支払う。

	住所地	金額
①	大和郡山市	500
②	奈良市、生駒市、天理市、安堵町、斑鳩町	1,000
③	それ以外(④を除く)の市町村	1,500
④	御所市以南および、奈良県外	2,000

（2）役員が本会の認めた研修会及び研究会に参加する場合は、本会の旅費規程により支給するものとする。

（3）役員において、職員としての身分を有する者には、第1項および第2項は適用しない。

（4）複数の役員会が同日開催される場合には、1回とみなし交通費を支給する。

（費用弁償）

第3条 役員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

（確認方法）

第4条 支給にあたっては、役員会当日に交通費等の請求行為のため、出欠表兼受領書に署名もしくは押印する。

（改正）

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

（その他）

第6条 この規程に定めるものの他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人大和郡山育成福祉会
役員名簿

氏名	役職
津野 雅俊	理事長
竹内 聖典	理事
松本 功	理事
藤本 みち子	理事
岡本 千鶴	理事
田中 操	理事
西井 康元	理事
上田 光男	理事
東口 義巳	理事
新名 一夫	監事
亥口 ひろみ	監事

氏名	役職
安田 香代子	評議員
谷口 美佐代	評議員
小澤 真紀子	評議員
片山 美恵子	評議員
尾川 佳永	評議員
福山 はる美	評議員
西岡 香崇子	評議員
吐田 恵一	評議員
小西 得雄	評議員
服部 代司朗	評議員